

一体的な利用に供される敷地・建築物の例

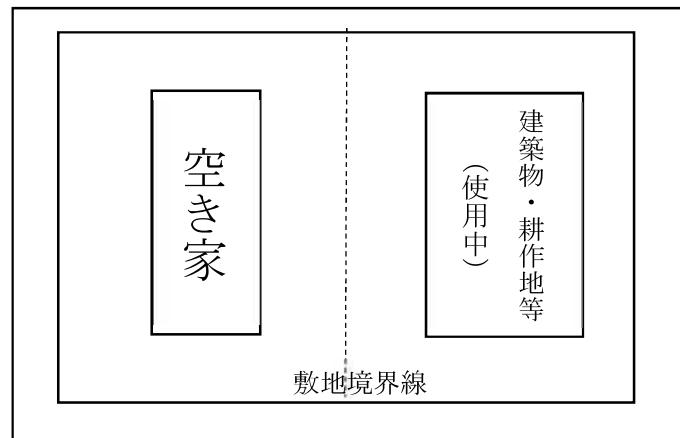
以下に記載した図は、交付要綱第2条第2項における「一体的な利用に供される敷地及び建築物」の例であり補助対象外となります。

また、以下の例以外においても、一体的な利用が認められる場合につきましては補助対象外となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

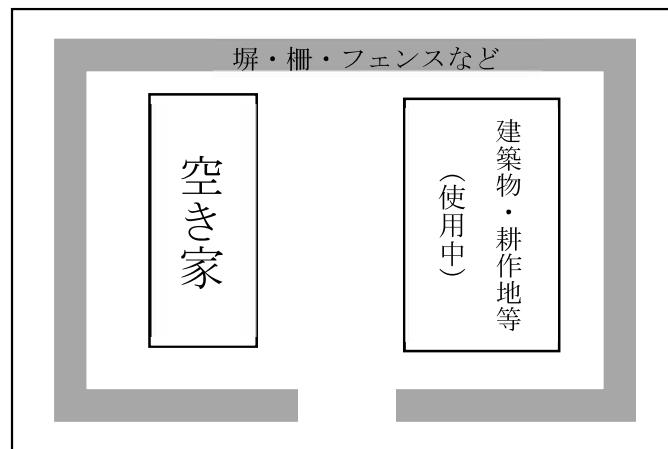
「一体的な利用に供される敷地及び建築物」の判断については、建築基準法上の「敷地」による定義だけでなく、現地の状況、敷地及び建築物の所有・使用の状況、ライフルライン（電気・ガス・水道等）の使用形態、固定資産課税上の画地設定などを踏まえて総合的に判断します。

一体的な利用と見られるため補助対象外となるもの（例）

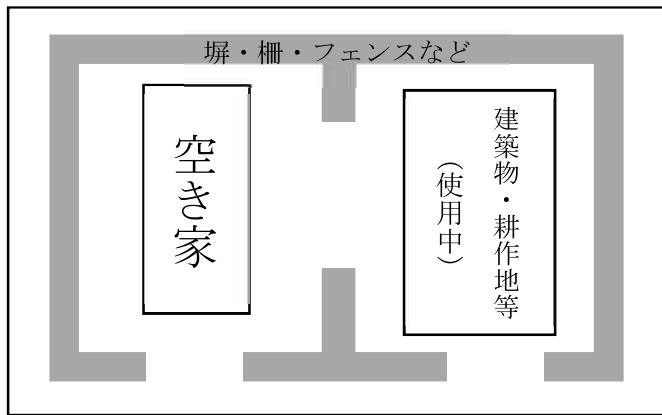
○敷地相互間に塀や柵、フェンスなどの明確な隔たりがなく自由に往来が可能なもの



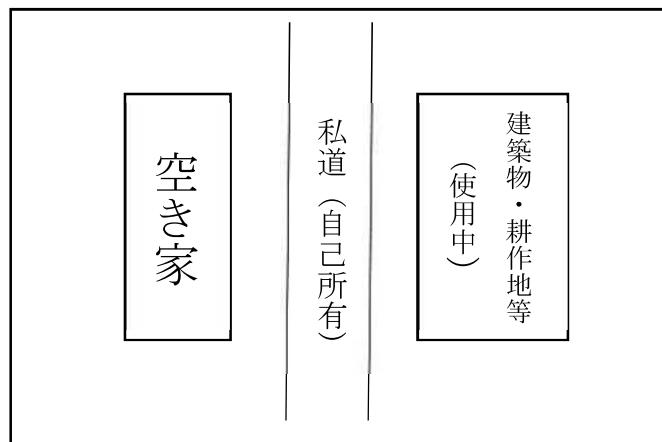
○敷地相互間が塀や柵、フェンスなどにより一体的に囲われており自由に往来が可能なものの



○敷地相互間に塀や柵、フェンスなどがあるものの、これらの無い箇所や門などが設置されており自由に往来が可能なもの



○敷地相互間が道路で隔てられているものの、私道であるため自由に往来が可能なもの



○敷地相互間が塀や柵などで隔てられているものの、ロープやネットなど簡易な造りであり容易に往来が可能なもの

